○公　告

年少射撃資格講習会の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第９条の14第１項に規定する年少射撃資格講習会を次のとおり開催します。

令和８年11月16日

愛媛県公安委員会委員長　小　野　雄　史

１　開催日時

令和９年２月17日（水）　午前10時から午後４時までの間

２　開催場所

愛媛県伊予市下吾川960番地

伊予警察署　２階講堂

３　受講対象者

年少射撃資格の認定を受けようとする者

４　受講資格

愛媛県内に住所を有する者

５　受講申込手続

(1)　受講申込受付期間

令和９年１月15日（金）から令和９年２月10日（水）までの間

（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）

受付時間は午前９時から午後４時30分まで

(2)　受講申込書の提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(3)　提出書類等

ア　申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第68号）　１通

イ　写真　１枚（提出前６カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）

ウ　手数料　9,800円（愛媛県収入証紙により納付）

※　申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。

６　講習会の内容

講習は、

・空気銃の所持に関する法令

・空気銃の使用の方法

について実施し、講習終了後に学科試験を実施します。

学科試験に合格した者には、当日年少射撃資格講習修了証明書を交付します。

7　その他

⑴　受講申込時に交付したテキストを持参してください。

⑵　講習終了後に学科試験を実施するため筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。

8　問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話089-934-0110(内線3184、3185)）又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）